

令和3年度

市民税・県民税の申告について

申告書の提出期限は3月15日(月)です

新型コロナウイルス

感染症拡大防止にともなう
郵送申告のご協力について

申告期間中は、郵送での「市民税・県民税申告」も受け付けています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにもご協力をお願いします。

また、咳、発熱などの症状や体調調のすぐれない方は、無理をせずご来庁をお控えください。

◎課税課あてに郵送

〒306-0692

坂東市岩井4365番地

令和3年1月1日現在、坂東市に住所のある方は収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、令和2年中の所得などについての申告をお願いします。

申告相談の時に

お持ちいただくもの

【共通】

○本人確認書類

マイナンバーカード

※マイナンバーカードがない

場合は、「身分証明書+

マイナンバーの記載があるもの」

○印鑑

○還付先金融機関の口座番号

【収入関係】

○給与、年金収入のある方

源泉徴収票

○報酬がある方

支払調書

○農業、営業、不動産収入のある方

収入内訳書

※收支内訳書は、事前に作成

のうえご持参ください

※収入内訳書は、事前に作成

のうえご持参ください

【所得控除関係】

○社会保険料

社会保険料控除証明書

○小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額の証明書

○生命保険料、地震保険料

保険会社等が発行する控除

証明書

※「控除証明書」を紛失し

た際は、加入している保

険会社へお問い合わせく

ださい。

○障害者控除

障害者手帳等

○医療費控除

医療費控除の明細書、医療

費通知(原本)

※医療費控除の明細書は、事

前に作成のうえご持参く

ださい。

申告相談の

受付について

指定時間を記載した整理券

を配布します。

◆整理券配布方法

各日、申告相談会場にて午

前8時から配布します。

申告相談会場のご案内

会場	受付日
さしま窓口センター2階 ☎0297(44)3022 (申告期間専用)	令和3年2月8日(月) 2月12日(金) (祝日を除く) ※12日は正午まで
坂東市役所 1階多目的ホール ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	令和3年2月15日(月) 3月15日(月) (土・日・祝日を除く)

※地区にかかわらずどちらの会場でも申告することができます。

申告相談会場に お越しの方へ

市の申告相談会場では、簡易な所得税の申告のみを受け付けています。過年分(令和元年分以前)の確定申告・青色申告・消費税・初年度の住宅借入金等特別控

除などの申告がある方は、古河税務署に直接提出(郵送可)するか、または電子申告をご利用ください。

■お問合せ

古河税務署

〒306-0808

古河市北町5番2号

☎0280(32)4161